

番号	※1 募集 要項	※2 市民 基準書	※3 鶴川 基準書	質問	回答
1		P. 7～ P. 9	P. 8～ P. 10	【施設設備維持管理業務について】 水道法や建築物環境衛生法等、法改正が指定管理期間中に 施工された場合 市は指定管理料をどのように考えておりますでしょうか？	指定管理期間中に、業務内容及び経費に大きな影響が及ぶ 法改正が行われた場合には、指定管理料に反映することを 検討します。
2		P. 7～ P. 9	P. 8～ P. 10	【設備保守業務・舞台操作業務・清掃業務・防犯、防火、 警備業務について】 最低賃金の上昇、社会保障費の上昇等、法改正が指定管理 期間中に施行された場合、市は指定管理料をどのように考 えておりますでしょうか？	指定管理期間中に、業務内容及び経費に大きな影響が及ぶ 法改正が行われた場合には、指定管理料に反映することを 検討します。
3			P. 7	【経費（維持管理費）負担区分について】 図書館に係る業務の範囲は、「施設設備維持管理業務」、 「清掃業務」、及び「防犯・防火・警備業務」のみとし、 これらの業務に関する連絡・調整・協議等は、丙が乙と直 接行うものとする記載がありますが、経費については指 定管理料に含まれていないことよろしいでしょうか？ 又、契約については教育委員会と指定管理者との間で締結 する認識でよろしいでしょうか？	「施設設備維持管理業務」、「清掃業務」及び「防犯・防 火・警備業務」に係る経費は、本募集に係る指定管理者の 指定管理料に含まれます。 また、当該業務に係る協定については、町田市、町田市教 育委員会及び本募集に係る指定管理者の三者で締結しま す。
4		—		町田市民ホールもネーミングライツの可能性はあります か？	現時点では、ネーミングライツを導入する予定はありませ ん。
5		P. 7～ P. 8		【施設設備維持管理業務について】 フリーWi-Fiの点検業務は実施するのでしょうか？実施する 場合、その頻度等はどのように想定されていますか？	施設設備維持管理業務として毎月実施してください。 なお、2022年度は、改修工事終了後から実施してくださ い。
6		P. 7～ P. 8		【施設設備維持管理業務について】 現在ある公衆電話は継続して設置しますか？	休館中も含め継続して設置を予定しています。
7			P. 4	【ネーミングライツについて】 ネーミングライツが変更になった場合、インセンティブ内 容に変更の予定はありますか？	インセンティブの内容は変更になる場合があります。変更 の有無及び変更する場合の内容は、今後次期スポンサー事 業者との協議の中で決定します。
8			P. 4	【ネーミングライツについて】 変更になった場合の経費（館内・館外の表示等）は、市が 負担すると考えてよいでしょうか？	スポンサー事業者が変更となる場合に発生する経費は、指 定管理者の負担とはなりません。
9			P. 13	【帰宅困難者対応について】 図書館運営指定管理者の役割分担及び経費負担はどのよう に想定していますか？	帰宅困難者の受け入れについては、本募集に係る指定管理 者が統括する業務であるため、図書館運営業務を担う指定 管理者が経費を負担することは想定していません。役割分 担については、指定管理者が決定した後、帰宅困難者の受 け入れに関する実施マニュアルを作成する段階で、協議し 決定することとします。
10			P. 7	【各施設の維持管理に関することについて】 図書館運営指定管理者と必要に応じて連携を取ることとあ りますが、具体的な想定があれば教えていただけますか？	日常的な保守点検業務等に係る連絡・調整や、災害発生時 の対応等を想定しています。
11			P. 7～ P. 10	【各施設の維持管理に関することについて】 町田市鶴川緑の交流館ホール等及び町田市立鶴川駅前図書 館の維持管理を行うにあたり、労働安全衛生上必要となる 清掃、設備などの従業員控室についてどのように想定され ていますか？	指定管理の業務にあたる従業員の事務室・休憩室について は、原則として、1階の管理事務所、休憩室及び3階の多目 的スペース控室を想定しています。これらのスペースを前 提に人員配置を計画してください。
12			P. 11～ P. 12	【自主事業の実施（図書館を除く）について】 町田市及び教育委員会に報告する項目を同じ内容としてい る理由を教えてください。図書館の指定管理者にも同様 に、町田市及び教育委員会に対して、事業・業務に関する 報告を求めているということでしょうか？	町田市民ホール、町田市鶴川緑の交流館ホール等及び町田 市立鶴川駅前図書館（図書館運営業務を除く）の管理運営 については、町田市、町田市教育委員会及び指定管理者の 三者で協定を締結するため、指定管理者からの報告は、町 田市及び町田市教育委員会の両方に対して行っていただき ます。 図書館運営業務の管理運営については、町田市教育委員会 と図書館運営業務の指定管理者の二者で協定を締結するた め、町田市に対する報告は求めません。
13			P. 15	【光熱水費に関する特記事項について】 図書館及び鶴川駅前連絡所が使用する光熱水費について は、指定管理者が面積按分等により経費を算出することと していますが、この「等」には、面積以外に何が含まれる のでしょうか？	子メータでの計測結果に基づく経費按分が該当します。
14			P. 15	【光熱水費に関する特記事項について】 経費の算出の内容については、施設指定管理者、図書館運 営指定管理者及び鶴川駅前連絡所の三者で覚書のようなも のを締結するのでしょうか？	光熱水費の算出・精算に関する具体的な方法等は、指定管 理者指定後、関係者の協議により決定します。
15			P. 10	【駐輪場整理業務について】 自転車利用者の増加に伴う駐輪場対策について、使用方法 を変更する等の解決策を講じる等、市としての想定はあり ますか？	現状を確認し、必要に応じて今後の対策を検討します。

番号	※1 募集要項	※2 市民基準書	※3 鶴川基準書	質問	回答
16			P. 16～ P. 17	【施設の管理運営業務の責任分担について】 来館者が共通に使用する消耗品（例：消毒液、傘袋等）については、町田市鶴川緑の交流館、鶴川駅前図書館、鶴川駅前連絡所がそれぞれの使用割合に応じて負担するという理解でよろしいでしょうか？	施設出入口に設置する消毒液及び傘袋など、館全体に関わる消耗品の費用は、町田市民ホール、町田市鶴川緑の交流館ホール等及び町田市立鶴川駅前図書館（図書館運営業務を除く）の指定管理者が負担します。
17		P. 3	P. 4	【町田市文化芸術パートナーシップ協定への協力】 甲が支援する内容にはどのようなものがありますか？また、協力の範囲はどの程度を想定していますか？	町田市が町田市文化芸術パートナーに行う支援は、以下の2点です。 ①町田市文化芸術パートナーが行う事業に関する広報活動の支援 ②町田市文化芸術パートナーが市内で市民を対象に行う事業や公演等の開催支援 指定管理者には、町田市文化芸術パートナーが、町田市民ホール及び町田市鶴川緑の交流館で事業を実施する際に、町田市が行う広報活動や開催支援の協力をしていただきます。
18		P. 6	P. 7	【各施設の維持管理に関することについて】 40万円以上の修繕が発生した場合は速やかに報告すること、とありますが、すぐに修繕対応することは可能でしょうか？	市が行う修繕の対応時期は、緊急性や優先順位等を総合的に勘案したうえで決定します。
19		P. 6	P. 7	【各施設の維持管理に関することについて】 40万円未満の対応件数（金額）の上限はあるのでしょうか？	対応件数（金額）の上限はありません。
20		P. 10	P. 11	【自主事業について】 自主事業を実施する際の会計は指定管理業務と分けて管理するとありますが、具体的にはどのような処理や管理を想定しておられますか？	「指定管理業務の収支」と「自主事業の収支」を、それぞれ別々に管理してください。市に報告する収支決算書も「指定管理業務」と「自主事業」を分けて作成してください。
21		P. 12	P. 13	【事業の実施目標と達成度評価について】 図書館運営指定管理者もアンケート調査を実施するのでしょうか？	図書館運営業務の指定管理者も、図書館利用者を対象に、アンケート調査を実施します。
22		P. 16	P. 18	【事業の実施目標と達成度評価について】 イ. 芸術文化事業の2017～2019年度実績の平均値68,245人及び目標値75,000人とありますが、これは芸術文化事業参加者のみを反映した人数という理解でよろしいでしょうか？	お見込のとおり、この実績値・目標値は、芸術文化事業の参加者・入場者のみを対象とした数値です。貸出施設の利用者数は含みません。 （業務基準書では、貸出施設の利用者を含む表記になっていますが、誤りです。訂正しお詫びいたします。）
23	P. 6～ P. 7			【指定管理料の上限額について】 指定管理料の上限額の算定に際しては、「最低賃金の上昇率」・「非正規職員から正規職員へ」など、雇用情勢の流れをどの程度加味していますか？	従業員等の雇用形態については、各企業・団体によって実状が異なることが想定されるため、選定の条件にはしていません。そのため、指定管理料の上限額の算定にあたっては、雇用形態の違いに係る要素は加味していません。
24	P. 6～ P. 7			【指定管理料の上限額について】 提案した指定管理料は、市の予算査定の結果を経て、年度協定において確定するものとすると思いますが、提案した額が市の方で変更になった場合、業務内容の目標数値を変更することは可能でしょうか？	年度ごとに支払う指定管理料が、提案金額を大きく下回り、事業計画に影響が及ぶ場合は、町田市、町田市教育委員会及び指定管理者で協議し対応を決定します。
25	P. 6～ P. 7			【指定管理料の上限額について】 指定管理料の上限額が決められていますが、町田市民ホール・町田市鶴川緑の交流館ホール等、町田市鶴川駅前図書館（図書館運営業務を除く）それぞれの内訳を教えてくださいませんか？	指定管理料の上限金額について、施設ごとの内訳はお示しできません。
26	P. 2			【開場時間について】 図書館の開館時間については、町田市立図書館条例の定めるところによるとありますが、開館時間が早くなったり閉館時間が遅くなったりすることはあるのでしょうか？開館時間の変更がある場合は、清掃業務等へ影響が出ると考えますが、どのように想定しておられますか？	町田市立鶴川駅前図書館は、2022年4月以降午前9時から午後10時までの範囲内で開館・閉館時刻が変更になる場合があります。 町田市立鶴川駅前図書館の開館時間は、町田市鶴川緑の交流館の開場時間内であるため、建物全体で一体的に業務が行われるものと想定しています。
27	P. 2			【休場日について】 条例上、町田市鶴川緑の交流館の休場日と図書館の休館日の規程に違いがあるため、一斉休館とならない日が出てくる可能性があり、点検や修繕を行う上で支障となることが考えられます。一斉休館日を設けることは可能でしょうか？	町田市立鶴川駅前図書館は2022年4月以降開館日の拡大後においても年末年始の他、第1・第3月曜日を休館日とする予定のため、原則月2回が全館休館日となります。
28	P. 9			【評価項目及び評価基準の表中の「5 自主事業」について】 評価基準欄に「本来の指定管理業務へ影響を及ぼすものではないか」という記載がありますが、ここでいう「本来の指定管理業務」とは具体的にどのような業務を指すのでしょうか？	業務基準書の「2. 指定管理の業務内容」で示されている業務のうち、「自主事業」を除くすべての業務を指します。

※1 募集要項：町田市民ホール・町田市鶴川緑の交流館ホール等・町田市立鶴川駅前図書館（図書館運営業務を除く）指定管理者候補者募集要項

※2 市民基準書：町田市民ホール管理運営に関する業務基準書

※3 鶴川基準書：町田市鶴川緑の交流館ホール等・町田市立鶴川駅前図書館（図書館運営業務を除く）管理運営に関する業務基準書